

経 済 産 業 省

制定 20131121九産保第3号
平成25年11月26日

改正 20221220九産保第5号
令和5年1月6日

改正 20250109九産保第3号
令和7年1月17日

九州地方鉱山保安表彰は、毎年度この要領に基づいて行うものとする。

九州産業保安監督部長 齊藤 薫

九州地方鉱山保安表彰実施要領

1. 表彰実施者

九州産業保安監督部長（以下「部長」という。）

2. 表彰実施時期及び回数

原則として、毎年5～6月に1回行う。

3. 表彰の対象及び表彰数

表彰の対象は、鉱山（附属施設、休止鉱山を含む。）、保安責任者、保安従事者、保安功労・貢献者及び特別功労・貢献者の5部門とし、表彰数は原則として、15程度とする。ただし、特別功労・貢献者の部で鉱山の表彰数は2以内とする。

（1）鉱山

保安成績が特に優秀と認められるもの又は保安技術の改善若しくは保安教育に積極的であり、他の鉱山の模範と認められるものを表彰する。

（2）保安責任者

鉱業権者、保安統括者又は保安管理者のうち、鉱山の保安管理に顕著な功績のあった者、保安技術の改善若しくは災害及び鉱害の防止に顕著な功績のあった者又はその他、特に表彰に値すると認められる者を表彰する。

(3) 保安従事者

作業監督者又は鉱山労働者のうち、鉱山（附属施設を含む。）において災害及び鉱害の防止に顕著な功績のあった者、保安技術の改善若しくは保安教育の推進等に顕著な功績のあった者、災害に際して人命救助等の行為をした者又はその他、特に表彰に値すると認められる者を表彰する。

(4) 保安功労・貢献者

①保安功労者

(2)、(3)以外の者で、鉱山保安のために貢献し、特に顕著な功労があった者を表彰する。

②救護隊員

(2)、(3)以外の者で、災害の拡大防止若しくは人命救助等により鉱山保安の確保に貢献し、又は永年救護隊員として鉱山保安の確保に尽力し、かつ、日常における行為が他の鉱山労働者の模範となると認められる者を表彰する。

③団体

鉱山保安の確保、環境保全等に、特に顕著な貢献をしたと認められる協会、救護隊、事業所又は自治体等を表彰する。

(5) 特別功労・貢献者

(1)～(4)のほか、特にリスクマネジメント手法の導入の模範となるなど継続的な保安向上に顕著な貢献があった鉱山、個人若しくは団体又は事業所において特に率先して保安活動や保安改善提案を行うなど鉱山保安活動において同世代の中で中心的な役割を担った経験の多い鉱山保安に関する鉱業経験年数が20年未満の個人を表彰する。

4. 審査及び決定

部長は、九州地方鉱山保安表彰選考基準（平成25年11月26日付け20131121九産保第3号）に基づいて審査し、優良と認めたものについて九州地方鉱山保安表彰を受けるものとして決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年11月26日から施行する。
- 2 九州地方鉱山保安表彰実施要領（平成24・04・05九産保第5号）は、廃止する。

附 則（20221220九産保第5号）

- 1 この規程は、令和5年1月6日から施行する。

附 則（２０２５０１０９九産保第３号）

- 1 この規程は、令和７年１月１７日から施行する。

別紙

(1) 鉱山調査書

部門名

ふりがな 鉱山名		鉱業権者名		鉱種名	
ふりがな 個人・団体名		年令・生年月日（個人の場合）			
職・所属名					
住 所	〒				
電 話 番 号					
無災害（鉱害）期間					
無災害稼働延時間					
鉱業経験年数（現鉱山及び他鉱山等勤続年数の合計）					
鉱山・団体の概要（個人の場合 略職等）					
功績の概要（関連事項等について具体的に記載）					
受 賞 歴					
推薦順位					
推薦意見					

（備考）（1）本表中の統計は、前年1月～12月の期間について記載する。

（2）鉱山名は施業案中に記載された鉱山名を正確に記載する。特に常用漢字以外のものは正確に記載する。

（3）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。